協力業者施工範囲規準書

(2012年12月20日制定)



目 次

1.	総	則 1
2.	共 通 事	項 3
3.	仮 設 工	事7
4.	土 エ	事9
5.	< N I	事11
6.	山止め工	事12
7.	コンクリー	・ト工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
8.	型枠工	事15
9.	鉄筋・圧接工	事17
10.	鉄 骨 工	事18
11.	組積工事(ブロック・練瓦、ALC・PC)19
12.	防 水 工	事20
13.	石 工	事21
14.	タイルエ	事22
15.	木 工	事23
16.	左官工	事25
17.	金属工	事26
18.	金属建具工	事27
19.	木製建具工	事28
20.	ガラスエ	事29
21.	塗 装 工	事30
22.	内 装 工	事31
23.	雑 工	事32
		事33
25.	解 体 工	事34
26	虻 供 丁	車

協力業者施工範囲規準

(株)大和(以下「甲」という)と協力業者(以下「乙」という)は工事の施工において、 互いに協力し信義を守り誠実に「協力業者施工範囲規準」及び甲の別に定める「発注(見 積)条件書」を履行する。

1.総則

目 的

・この「協力業者施工範囲規準」は契約上の諸条件、ならびにその施工に 関する規準を定め、作業所運営の統一を図ると共に相互理解のもと安全 衛生管理に留意し、工事施工の円滑化と品質管理の向上を図ることを目 的とする。

建設業者の許可

・乙は建設業法の定める許可を受けていること。

工 期(納期)

- ・乙は甲が指示する工程に基づき、細部にわたって充分協議を行い工期 (納期)を厳守すること。
- ・乙の責に帰すべき事由により工期が遅延した場合、乙は甲に対して賠償 の責を負うものとする。

条項の遵守

・乙は甲との間に取り決められた諸条項をその現場代理人・職長及び作業員に周知徹底させ、これを遵守させること。

責任者の常駐

・乙は工事着手前に「労務安全関係提出書類」を提出し、施工体制・工事 の各責任者・有資格者・労働者名簿・持込機械使用届等に関する諸手続 きを行う。尚、原則として施工期間中現場代理人を常駐させる。また、 法規上、資格を必要とする諸作業については必ず有資格者を配置する。

自 主 管 理

・乙は作業の管理・運営について、現場代理人・職長任せにすることなく、常に作業所を巡視し、安全作業の確認を行うと共に、施工精度の向上ならびに工期の厳守に努める。

法令規則等の 遵 守

・乙は建設業法・労働基準法・労働安全衛生法・職業安定法・雇用改善法・労働者災害補償保険法・道路交通法その他の関係法令に定められた 義務を履行するとともに、甲が定める規則に従う。

業 者 間 の 相 互 協 力

- ・工事に於いて、関連する業者は相互協力に努め、事前の打合せは勿論の こと、総合力が十分発揮できる様配慮して工事を行う。
- ・乙は作業着手前に前工程の施工状態・精度を確認し、不良箇所等については甲に申し出てその指示をうける。尚、次工程についても充分配慮す

こと。

規律の維持

・乙は施主関係者・近隣・通行人等の第3者(車輌等を含む)及び作業所 内の他の取引業者に迷惑を及ぼさない様、作業員の規律に留意し、その 監督の責任を負う。

従業員の交代

・甲が事前あるいは工事途中において、乙の現場代理人・職長及び作業員 を不適当と認めた場合には遅滞なく交代させなければならない。

安全衛生

- ・乙は作業所の就業規則を遵守し、安全管理・衛生管理ならびに火災予防 に積極的に協力する。尚、保護帽・安全帯・マスクなどの防具類は乙の 負担とする。
- ・火気使用については事前に申し出るものとし、責任者を決めて充分な管 理を行う。
- ・加工工場等など作業所外での作業における労働災害については、乙の青 任において処理する。

及び仮撤去

仮 設 設 備 の 移 動 │・乙は作業所内、諸設備 (安全設備・足場筋違・手摺等)を無断で移動や 仮撤去を行ってはならない。止む無くこれを行う場合は甲と打合せ協議 を行い、移動や仮撤去及び復旧まで乙の責任で行う。

工事中の疑義

・工事に着手したあと、疑義を生じた事項は甲・乙協議して決定する。

2.共通事項

工事打合せ

・着工に先立ち、工法・工程・品質・安全管理等について甲と打合せを行い、必要に応じ施工要領書・施工図・機器承認図・チェックリスト・工法計算書・工程表・見本品・調合計画書・各種試験成績書等を提出する。

材料 · 品質 材料発注

- ・乙は機材・製品の納入に際し、事前に納入場所・作業場所・納期分納等 について、甲と充分な打合せを行い、その指示に従う。
- ・荷卸しは甲の立会い検収を受け、指定場所に搬入する。

材工発注

- ・乙の使用材料の納入にあたっては、甲の立会いのもと乙が検収を行い、 指定場所に納入する。尚、必要に応じ納品書の提出を求めることがあ る。
- ・納入品に図面・仕様書・見本等と相違する物や不良品があった場合、乙 は速やかに場外に搬出すると共に、遅滞なくこれを取り替える。
- ・甲は乙の使用する材料・機器・製品について試験・検査を求めることができる。 尚、それにかかる費用は乙の負担とする。

責 任 補 償

・乙の責任と認められる施工不良箇所の補修手直しと、その手直しにより 生じたその他関連の補償工事は全て乙の負担とする。

検 査

・乙は各段階ごと、及び作業完了時に自主検査を行い、自主検査報告書を 提出すると共に、甲の検査を受ける。また、検査不合格のものは速やか に是正し再検査を受ける。

支給材・貸与材 (有償・無償)

- ・支給材は原則として作業場内において、甲・乙立会いの上支給する。 尚、支給以後の場内運搬は乙の負担とする。
- ・支給量については責任量を設けることがある。
- ・支給後の管理・取扱・保管は乙が行う。
- ・支給材の不足や損傷の原因が明らかに乙の責任であると認められた時、 不足材の補充費用は乙が負担する。
- ・支給材に余剰を生じた場合、乙は場内の甲の指示する場所へ返却すること。
- ・特記以外の支給貸与材はその都度乙が甲に申し入れ、品質・数量・期間・費用等甲・乙協議の上支給する。

行事等への参加

- ・乙は作業所で行う安全朝礼・定例打合せ・各種協議会等の行事に積極的 に協力し、職長・作業員に徹底を計り必ず参加させること。
- ・作業所の環境整備運動には全員が参加し、甲の係員の指示に従い片付 け、清掃を行う。

業者間の紛争

・協力業者間での問題や紛争が生じた場合は甲の調停に従う。

墨 出 し

- ・「墨出し」の分類は次の通りとする。
 - . 基準墨
 - イ.基準平面墨 ・基準(柱芯、通り芯、壁芯)となる各通り芯墨
 - 口. 仕上基準墨 ・床からの上がり墨(陸墨、床仕上 + 1,000)
 - ・柱芯、壁芯などの垂直立上がり芯墨 (天井高さまで立上げ)
 - ・入隅・出隅からの返り墨
 - ・開口部(窓出入口)の芯墨
 - ・間仕切(ブロック・ALC)芯墨・逃げ墨
 - ・露出梁型の芯墨・陸隅
 - ・階段墨(水平・ささら・蹴上げ・踏面・手摺・天井等の仕上墨)
 - ・その他(屋根・屋上・外壁の基準墨)

. 小 墨

- イ.型枠建込用小墨 ・建込用平面墨
 - ・建込用レベル(鉄筋へのテープ巻ほか)
 - ・コンクリート天端墨
- 口、仕上げ用小墨・・各職がその仕事を仕上げるのに必要な小墨
- ・基準墨は型枠建込前の「基準平面墨」と型枠解体後の「仕上基準墨」と に分ける。また小墨は「基準墨」以外の「型枠建込用小墨」と「仕上用 小墨」を言う。
- ・「基準平面墨」と「型枠建込用小墨」は型枠工事に含み、「仕上用小墨」は各職請負に含む。
- ・「仕上基準墨出し」は、型枠工事のなかの工事項目とする。
- ・基準平面墨の施工は甲が立会う。尚、基準墨出しについては施工後甲の 確認を受ける。

仮 設 物

- ・仮設建物
 - イ.作業所に休憩所・下小屋・倉庫等の施設がある場合は協議の上甲が 貸与する。
 - 口.貸与を受けた施設には管理者を定め、火災・衛生の予防に努め良好 な環境で使用できるよう配慮すること。
 - ハ.作業員宿舎については別に定める「㈱大和作業員宿舎取扱要綱」による。
- ・足場・棧橋
 - イ.乙が共通に使用する足場・桟橋は甲が架設する。
 - 口. 乙に貸与した脚立足場の架払い・移動は乙の負担とする。

・貸与の改造

- イ.仮設建物・足場・設備等の貸与物は無断で改造することを禁止する。 る。
- 口.改造の必要がある場合は協議の上、甲の承認を得て行う。

動力・用水

- ・工事用電灯・動力・用水は予め協議の上、甲が供与する。
- ・分電盤・最寄コンセントから使用機器までの二次配線、及び用水用のゴムホースは乙の負担とする。

機械器具・用具

甲の貸与

- ・機器の使用後の清掃・整備ならびに整理・保管は乙が責任をもって行う。
- ・貸与物の紛失、あるいは故意による破損について、その補償費用は乙の 負担とする。
- ・乙の打合せ事項の不備・施工ミス等により使用期間の延長や不要な遊休 が発生した時は協議の上、その使用料及びそのために要した費用は乙が 負担する。
- ・無償貸与以外の機器は、甲の定める使用料・運転手費用・消耗品代・運搬費を乙が負担する。

乙の持込み

- ・「持込機械等使用届」を事前に甲へ提出して使用許可を受けると共に、 法令に基づく点検整備を乙の責任に於いて行う。
- ・資格を必要とする機械の取扱は法規に基づく有資格者とする。

運 搬

- ・建物内の水平・垂直運搬は乙の負担とする。
- ・高所への運搬機器は原則として甲が貸与するが、段取り・操作は乙の負担とする。
- ・大型揚重機で専属運転手を使用する場合は、原則として甲の負担とし、 揚重機への積み卸しは乙の負担とする。
- ・簡易な運搬機器は原則として乙の負担とする。

車輌管理

- ・作業所内では甲の定めた場内運行規定、及び甲の係員の指示に従い、乙 の責任に於いて作業を行う。
- ・作業場外では道路交通法及び他の法規を遵守して作業を行い、交通事故 に関しては乙の責任に於いて解決する。
- ・作業員の通勤車輌の運行・管理について甲は一切の責任を負わない。

通信・交通費

- ・甲の通信機器を利用した場合の使用料は乙の負担とする。
- ・作業員の通勤に要する費用は全て乙の負担とする。

作業用通路

・乙は甲の係員と打合せの上、その工事期間中必要な立入禁止や危険等の表示、ロープ張り等の処置を行うと共に、作業用の安全通路を必ず確保する。

後片付け・清掃

- ・乙は施工中に生じた廃材(ごみ・屑)・残材・梱包材等は毎日作業終了時に指定場所へ集積する。尚、残材・梱包材の場外搬出は乙の負担とする。
- ・産業廃棄物の処分を乙が行う時は、甲と打合せの上、法令で定める基準 に従い、許認可を受けている業者に委託すること。
- ・乙の怠慢により作業環境を悪化させたり、次工程に支障を及ぼすため、甲が止むを得ず片付け・清掃を代行する場合の費用は、全額乙の負担とする。
- ・乙の施工の為使用した足場板・脚立等は施工後速やかに片付け、指定場所へ集積を行う。

養生・補修

・工事施工上、当然必要とされる養生については、当該工事の引渡しまで 乙が保護養生の責任を負う。又、竣工まで各工事の軽微な補修は乙の負 担とする。

3.仮設工事

協議事項

3.1% K T F	
仮 囲	・支柱、基礎コンクリート打設、仮囲いの組立から解体まで、解体材の選 別、指定場所への運搬・整理。
費用負担	・組立・解体時の保安用バリケード・トラロープ等の設置、片付け。 ・架設中の保守点検。
出入口門扉	・基礎掘削、アンカーボルトセット、コンクリート打設、門扉組立から解体まで、解体材の指定場所への運搬・整理。
費用負担	・架設中の保守点検。
下 小 屋	・建方、屋根鉄板ぶき、解体、釘仕舞、及び指定場所への運搬・整理。
揚 重 機 械 の組 立 解 体	・持込機械の積み卸し、計画図に基づく組立・解体、試運転、検査の準 備・立会い。
費用負担	・組立揚重機のボルト締め直し。 (基礎工事、クレーン水平継ぎ取付手間、及び組立・解体作業用クレーンは見積条件特記による。)
移動式クレーン 費用負担	・作業用保安設備の設置・片付け。
足場	・関係法令を遵守し、計画図に基づいた足場の組立から解体、資材の選 別、指定位置への運搬・整理。
費用負担	・足場足元の沈下防止(特殊なものは除く)。 ・足場継ぎ用インサートのコンクリート打込。 ・足場板の敷並べ・固定、及び筋違い、足場控え、足場端部・コーナー部 等の手摺の取付。 ・架設中の保守・点検。 ・組立・解体に伴う命綱用親綱及び支柱の取付。

・足場の盛替、仕上工事のための足場継ぎの盛替。

・台風養生。

養生ネット・シート・安全ネット 費用負担

- ・張りかた・取外し、巻片付け、小運搬、指定位置への運搬・整理。
- ・架設中の保守・点検。

4. 土工事

共 通

費用負担

- ・掘削、栗石地業などにおける位置出し、レベル出し。
- ・作業用工具(測量機器は除く)。
- ・出入に伴う車輌誘導、洗車及び周辺道路の清掃(洗車設備については見 積条件特記による)。

掘削・残土処分

- ・掘 削……掘削により場内外搬出の車輌積込、または基礎工事に支障ない場所への積み上げ・整理。
- ・残土処分……掘削後の残土を場内外の用地に運搬・積み上げ・整理、または場外へ搬出処分。

(場外処分地は事前に報告し、甲の承認を得ること。)

費用負担

- ・掘削計画に基づく縄・石灰等での掘削部分の表示。
- ・法切、とこ付け(手作業によるとこ付け・法切仕上は除く)。
- ・掘削範囲内における、仮設道路の造成・維持管理の手間。
- ・掘削機械の地下への揚げ卸し。
- ・軽微な排水手間。
- 掘削十の捨場費用。
- ・残土処分は関係法令を遵守すること、なお地元や近隣との問題が発生し ないよう配慮する。
- ・掘削完了後、余堀り・法切等の施工不良により発生した、他職に支障と なる崩壊土砂の除去・清掃。

くい間ざらえ

- ・くい周辺の掘削割り増し手間。
- ・既製コンクリートくい頭、場所打くい主筋等の破損・変形に充分配慮する。

費用負担

・くい頭斫りのレベル出し。

埋戻・盛土

・周辺の仮置土または搬入土の小運搬、埋戻し、水締め、つき固めならび に後日発生した不陸調整。

- ・埋戻し時の鉄筋養生、壁筋等の曲げ起こし。
- ・埋戻し完了後の躯体清掃、水洗い。

水 替 え

・排水管理期間は掘削開始より埋め戻し完了まで。

栗 石 地 業砕 石 地 業

・栗石・砕石・目潰砂利の小運搬、ならびに栗石の配列、つき固め。

費用負担

・転圧用機械(タンバー等)。

土 間 断 熱 材

敷 込 み ・断熱材の敷込み用下地調整、及び断熱材敷込み。

費用負担

・残材・廃材の片付け、清掃。

5.くい工事

共 通

・くい工事で発生した廃液・残土等の処分は関係法令を遵守すること。

費用負担

- ・原則として、機械・工具・足元敷鉄板ならびに消耗品。
- ・施工中の技術者の常駐、施工データーの記録、完了後の施工報告書の提出。
- ・場内外の車輌誘導、作業場内及び周辺道路の清掃。
- ・施工に伴う道路、近隣への汚染防止設備の保守管理。
- ・くい芯用目くいの保全。
- ・施工不良による補強費用(増くい、基礎補強等)。

既成くい

・くい搬入より打設、継手溶接、オーガー使用の場合の残土処分。

費用負担

- ・くいの運搬、現場荷卸し費。
- ・打設後、くい頭の養生手間、後片付け、整地。
- ・やっとこ打部の埋戻し手間。

場所打くい

・掘削、鉄筋加工・組立、コンクリート打、埋戻し及び残泥土処分。

費用負担

- ・整地ならびに残泥土処分。
- ・空堀部の埋戻し手間。
- ・規定以上に打設された余盛りコンクリート費、及び処理費用。

くい頭処理

- ・既成くいの切断、及び小割。
- ・場所打くい余長の斫り取り、及び斫りのためのガラ除去。

6.山止め工事

共 通

・山止め工事で発生した廃液、残土等の処分は関係法令を遵守すること。

費用負担

- ・原則として、機械(クレーン他)・工具・道板・敷鉄板、ならびに消耗 品等費用。
- ・場内外の車輌誘導、及び周辺道路の清掃。
- ・施工に伴う道路、近隣への汚染防止設備の保守管理。
- ・くい芯用目くいの保全。
- ・施工不良による補償及び補修費用。

支保工・構台

・施工計画による腹起し・切ばり・構台の組立解体。

費用負担

- ・搬入材の現場荷卸し、解体材の指定位置への集積または車上への積込。
- ・架設後、支保工のボルトのゆるみ締め直し。
- ・構台床面の車止め、手摺等の取付・解体。
- ・切梁プレロード工事の相番。

シートバイル 山 止 め 親くい打抜き

│・施工計画による、定規敷き、打込み、引抜き、及び搬出まで。

費用負担

- ・打込み位置割付け墨出し。
- ・施工により発生した廃液・残土の処分。
- ・やっとこ打部及び主材引抜跡の埋戻し手間。
- ・引抜後のケレン、荒清掃。
- ・故意によるシートバイル共抜きの処理費用。
- ・搬入材の現場荷卸し、引抜材の指定位置への集積または車上への積込。

ソイル柱列打設

・施工計画にもとづく山止め壁の打設完了まで。

- ・芯材等支給材の現場荷卸し。
- ・打込み位置割付け・墨出し。
- ・施工により発生した廃液・残土の処分費。
- ・空堀部の埋戻し手間。
- ・施工不良による斫り・止水処理などの壁面処理費。

横矢板入れ

- ・矢板裏込め詰め。
- ・継ぎ材、キャンバーなどの取付。
- ・矢板入れに必要な軽微な足場架払い。

費用負担

・矢板の切断、及び小運搬。

7. コンクリート工事

コンクリート打

・コンクリート打設計画に基づく、コンクリート打込みから天端均しの一 連作業。

費用負担

- ・コンクリート打設前の型枠への散水。
- ・コンクリートの天端均し不良による型枠下部の隙間埋め、及びこぼれに より生じた床斫り、ならびに斫り屑の片付け。
- ・コンクリート打設中の配筋の乱れ防止、ならびに軽微な補正。
- ・コンクリート打設用バイブレーター及びつき固め用具。
- ・こぼれ及び型枠・鉄筋などに付着したコンクリートの掃除。
- ・打設中、打設後の諸養生ならびに整理・後片付け。
- ・打設後のコンクリート天端均し、ならびに水引き後の木ゴテ再押え。
- ・コンクリート打設完了後の道路清掃。
- ・打設不良により生じたコンクリートの豆板、その他不良か所の補修費用。

圧 送

- ・コンクリートポンプ車の配管、盛替、運転及びコンクリート打設後のポンプ車周辺の清掃。
- ・コンクリート圧送は有資格者(コンクリート圧送士・コンクリート圧送 技能士)のもとで行う。

費用負担

- ・打設前日・打設前に打設計画に基づき、関連業者との打合せを行い、ポンプ位置・配管位置・打設順序・打設方法・合図等を決定する。
- ・コンクリート配管用架台の小運搬、ならびに設置・移動。
- ・打設中や配管移動時における、配筋乱れ・コンクリート飛散防止のため の養生。
- ・ポンプ車・配管内等の生コンの残り、洗浄後の残さい片付け。
- ・ポンプ車等機器の整備は業者の責任にて行い、故障等により打設に支障をきたした場合は、その損害の費用は協議のうえ、乙の負担とする。

生コンクリート

- ・調合計画表の作成。
- ・コンクリート打設時における納入立会者の派遣。
- ・品質保証に係る各種試験ならびに試験成績書の提出(費用については協 定による)。
- ・定められた調合の維持、納入日時の厳守、円滑な配車、搬入時の車の誘導、打設時の立会いと、打設完了後の数量の最終確認。

費用負担

・ミキサー車のシュート付け、ならびにその清掃。

8.型枠工事

水 盛 り や り か た

・地縄張り、やりかた、逃くい、ベンチマーク出し及び工事の進行に伴う 建築物への転記。

費用負担

・上記作業に必要な諸材料。

仕上基準墨出し

- ・測量器具の操作を含む一連の墨打ち作業、墨出しの内容は下記による。 なお作業は熟練工が行い、必要に応じ朱墨、白墨づみを使用する。又施 工後甲の確認を受けること。
- ・仕上基準墨 •床からの上がり墨(陸墨、床仕上+1,000)。
 - 柱芯、壁芯などの垂直立上り芯墨 (天井高さまで立上げ)。
 - 入隅・出隅からの返り墨。
 - 開口部 (窓出入口)の芯墨。
 - ●間仕切(ブロック・ALC)芯墨・逃げ墨。
 - ●露出梁型の芯墨・陸墨。
 - ●階段墨(水平・ささら・蹴上げ・踏面・手摺・天井等の 仕上げ墨)。
 - ◆その他(屋根・屋上・外壁の基準墨)。

くい芯出し

・くい打ちの為のくい位置の明示手間。

型枠

- ・内訳明細の項目による、材工共一式持ち施工とし、加工、組立、解体、 運搬及び片付けを行う(特殊な型枠・目地・面木・捨板等は別明細によ る)。
- ・型枠支保工の施工においては、型枠組立図を作成し、これにより組立を 行う。
- ・コンクリート合板の品質は甲の係員との協議による。
- ・階段の手摺・踏面、及び窓台等の蓋型枠は本工事に含む。

- ・基準平面墨の墨出し、型枠建込用小墨の墨出し(建込用平面墨、建込用レベル出し、コンクリート天端表示…捨コン、土間コン含む)。
- ・コンクリート打設完了までの型枠精度の保持、コンクリート作業中の損 傷、ゆがみ修正。
- ・コンクリート打止め型枠・壁掃除口の開閉、サッシュ控え、防水控え、 型枠材荷揚げ用仮開口、及び墨出し穴の穴埋型枠。

- ・打放し・化粧型枠等における打継・水切用目地棒、及び出隅用三角面 木。
- ・サッシュアンカー、天井インサート、造作工事用木レンガやアンカーボルト等の位置出し・打込み手間、ならびに差し筋用型枠穴明け。
- ・ポストつなぎの緊結金物(但し、型枠用に角鋼管使用の場合は、ポストつなぎ用丸鋼管を貸与)。
- ・軽微なポスト足元用材の敷き込み、片付け手間。
- ・配筋着手前の型枠掃除、型枠解体後の片付け荒掃除及び残材・廃棄物の 場外処分。
- ・型枠材締め付け用の釘・番線・セパレーター(天井見え隠れ部分含む) の根元よりの切断手間。
- ・施工不良によるつけ送り、及び斫り、片付け、復旧費。

加工・組立

- ・鉄筋入材の荷卸し、検収、保管、選別、整理及び設計に基づく加工、運搬、小運搬、組立、スペーサー取付。
- ・加工組立の契約数量は材料トン数とし、責任トン数契約とする。
- ・必要鋼材の数量は作業所と協力会社がそれぞれ算出し、照合の上契約数 量を決定する。
- ・施工寸法による材料数量明細の提出。

費用負担

- ・現場加工における加工機器及びその据付、加工台設備の組立・解体、片付け手間。
- ・配筋検査時の立合い。
- ・鉄筋台直しのための斫り、片付及び差し筋もれによるホールインアンカー施工費。
- ・打継ぎ補強及びブロック等の差し筋。
- ・組立終了からコンクリート打設完了までの配筋位置の保持管理。
- ・キソエースの取付手間。
- ・メタルタグの取外し、整理、記録、保管、提出。
- ・圧接における調整箇所以外の切断費。

圧 接

- ・ガス圧接資格免許を添付した圧接作業員名簿を提出し、承認を受ける。
- ・圧接技能者は毎回全圧接箇所の目視、型板検査を行い、自主検査報告書 により報告を行う(不良箇所があれば手直しの上報告)。
- ・鉄筋のはな曲りによる切断については、甲の係員の承認を受ける。

- ・圧接作業における型枠、コンクリート打込断熱材等の焼損に対する養生。
- ・圧接不良による手直し、その他一切の費用。
- ・圧接強度試験用サンプルの採取と事後処理、ならびに試験機関への試験 依頼と試験データーの作業所への提出(試験費用については協定によ る)。
- ・鉄筋切断片の指定場所への片付・集積。

10. 鉄骨工事

製 品 費

・設計図に基づく工作図・原寸図の作成、原寸検査をはじめ作業所の支持 する各種試験、ならびに鋼材の工場加工により製品の現場搬入、組立、 本締め、及び溶接等の完了まで。

費用負担

- ・鉄筋貫通孔・型枠締付用孔の加工費用。
- ・ベースプレートの型枠及びアンカーボルト。
- ・建方・建入れ直しの相番。
- ・現場組立後における損傷箇所及び接合部分(高力ボルト・溶接部)の防 錆塗装。

建 方 費

・組立及び建方、地組、仮補強、ゆがみ直し及び後片付け。

費用負担

- ・鉄骨運搬車からの荷卸し、取込み、場内小運搬。
- ・建方用治具、玉掛ワイヤー、台付ワイヤー、トラワイヤー等及び建方に要する金具・工具類、但し、安全設備に使用する親ロープ・スタンション・ロリップ等は別途とする。
- ・建方中の鉄骨の養生及び仮補強費用。
- ・建入れ直し及び本締めまでの維持管理。

受 入 検 査

- ・鉄骨の工場製作・現場施工の階段に於ける、溶接接合した継手・仕口の 受入検査、及び検査結果報告書の提出。
- ・検査の範囲方法は設計図書の特記による。尚、記載のない時は、JAS S6、鉄骨6、5、14溶接部の受入検査による。
- ・検査基準は(社)日本建築学会「鋼構造溶接部の超音波探傷検査基準」に 基づく。

検査は第三者機関による超音波探傷検査とし、契約は甲と直接契約した ものに限る。

耐 火 被 覆

・材料の搬入、保管、養生、小運搬、張り付、取付、盛り、吹付、養生、 後片付け。

- ・施工後の軽微な補修。
- ・吹付の周辺養生。
- ・設備配管などの貫通・穴明け加工。

11.組積工事(ブロック・練瓦、ALC・PC)

組積

・材料の搬入、保管、小運搬、鉄筋の加工、組積、モルタル練り混ぜ及び 充填、目地仕上、積面の清掃、後片付け。

費用負担

- ・関連工事に必要な穴明け、ならびに開口取設。
- ・まぐさ金物の取付手間。
- ・二重壁内部・PS などの養生、清掃及び清掃用開口の復旧。
- ・防水押えレンガ積の裏込めモルタル入れ。

A L C

・材料の搬入、養生、保管、墨出し、小運搬、取付、溶接、目地詰め、鉄 筋加工組立、モルタルの練り混ぜ、清掃後片付け。

費用負担

- ・設計図書・契約事項に基づく割付図・施工図の作成。
- ・荷卸し荷揚げ、水平運搬及び取付作業用重機。
- ・版取付金物。但し、下地補強金物・開口補強枠は協議する。
- ・溶接部の防錆塗装。

PC工事

・設計図書・契約事項に基づく工作図・原寸図の作成、取付用金物ならびに版の工場製作、搬入、墨出し、取付、組立、養生及び後片付け。

- ・取付・組立に必要な機械・工具、消耗品等。
- ・溶接部の防錆塗装。
- ・関連工事に必要な打込物、穴明け、ならびに開口取設。
- ・プレハブ PC 版等のピンホールの補修及び版の補正。

12.防水工事

アスファルト シート・塗膜 モルタル防水

- ・材料の搬入、小運搬、養生、下地の点検、施工前の清掃、防水施工、後片付け。
- ・入材報告書の提出
- ・保証書の提出(メーカー・施工業者連名)保証年限は協議による。

費用負担

- ・施工不良・使用材料の不適正の為、生じた修理費(斫り、仕上、片付け・材料費等の、その修理に伴う費用)。
- ・貫通パイプ・ルーフドレイン等の周りの修理。
- ・ラス張付用トンボの取付。
- ・セメント系防水施工時の軽微な止水、コンクリート下地処理(打継ぎ、 豆板、型枠セパレーター木コン穴)。

シーリング

- ・施工部の清掃、下地の点検、目地深さの調整、プライマー塗布、養生テープ張り及び除去。
- ・保証書の提出(メーカー・施工業者連名)保証年限は協議による。

- ・バックアップ材。
- ・足場解体時、シーリング目地の足場壁継ぎ金物跡の補修(特殊状況においては協議する)。
- ・作業所のシーリング施工部の抜取検査ならびに補修。

13.石工事

自 然 石 及 び 人 遣 石

- 人 遣 石 ・工場加工、荷造、搬入、保管、小運搬、墨出し、石の張り上げ、目地仕 上、養生、清掃、ワックス拭き(人造石のみ)、後片付け。
 - ・セメント、砂、硅砂は支給する。

- ・設計図書・契約事項に基づく施工図の作成。
- ・金物取付、ならびに建具吊込等の穴彫り・溝彫り。
- ・割付墨出し・目地割墨出し。
- ・取付用の修正小斫り。
- ・取付に必要な機械・工具・消耗品。
- ・荷卸し・荷揚げ、水平運搬。
- ・溶接及び固定用モルタル充填。
- ・ステンレス・真ちゅう線、特殊石引金物。 但し、乾式工法のファスナー金物及び、躯体側アンカー施工は協議による。尚、取付用下地配筋、直引き用ホールインアンカーは別途。
- ・取付完了後の軽微な養生手間。
- ・竣工前の補修、ワックス(人造石のみ)拭き。

14.タイル工事

- ・材料の搬入、保管、墨出し、小運搬、張り上げ、目地仕上、養生、清掃、後片付け。
- ・セメント、砂、硅砂は支給する。

- ・タイルの割付墨出し目地割墨出し。
- ・目地材(白セメント、目地セメント)、接着剤(既調合張付材は協議による)。
- ・施工前の水洗、及び接着剤塗布。
- ・足場解体時、足場の壁継ぎ金物跡タイル補修。
- ・タイル接着力確認試験及び事後処理。
- ・タイル色見本の作成。
- ・各種シーリング用目地存え。

15. 木工事

材 工 一 式

- ・木材の加工、搬入、保管、墨出し、小運搬、取付、養生及び残材の片付け。
- ・設計図書による材工一式見積とし、内訳明細は参考数量とする。尚、施主の認める追加工事以外の増額は認めない。
- ・ラワン材等は防虫処理済の製品とする。
- ・使用材は乾燥材とする(含水率…化粧材17%以下・構造材20%以下)。
- ・釘・金物・接着剤は事前に打合せを行い承認を受ける。
- ・養生の範囲については、柱・敷居・出入口枠・額縁・窓枠・上りがまち・膳板とする。
- ・塗装・化粧金物・ガラス等を含む場合は特記による。

費用負担

- ・設計図書・契約事項に基づく施工図の作成。
- ・釘・金物・接着剤・との粉等必要な消耗品一式。
- ・他職との納まりのため、必要な切欠き・補強受枠等の取合い部分の施工。

木材

- ・発注内訳書の仕様・寸法に依る構造材・仕上材の作業所指示場所への搬入。
- ・納入木材は乾燥材とする(含水率…化粧材17%以下・構造材20%以下)。
- ・ラワン材等は防虫処理済の製品とする。

費用負担

・加工後に不良が発見された場合の不良材の取替。

手 間 発 注

- ・搬入材の仕分け、木材の加工、墨出し、小運搬、組立、取付、養生手間、残材の片付け。
- ・木材加工の・取付中における不良材の除去ならびに甲への報告。
- ・釘・金物・接着剤は事前に打合せを行い承認を受ける。
- ・養生手間の範囲は、床・柱・敷居・出入口枠・額縁・窓枠・上りがまち・膳板とする。

- ・釘・金物・接着剤・との粉等消耗品一式。
- ・木材搬入後の保管及び整理
- ・設計図書、施工図(平面詳細図・部分詳細図)に基づく加工図の作成。
- ・加工業者へ搬入後の管理責任(加工仕上精度の確保、及び加工ミスによ

る不足材の補充費用)ならびに加工業者より作業所への引取運搬費。

- ・木材搬入にあたり、加工業者へ直送する時は乙において責任をもって検 収する。
- ・他職との納まりのため、必要な切欠き・補強受枠等の、取合い部分の施工。
- ・防腐剤・防虫剤の塗布手間。

16.左官工事

左 官 工

- ・施工前の清掃、墨出し、接着材の塗布、目地入れ、材料の配合、調合、 小運搬、塗り、取合まわりの清掃、仕上面の養生、後片付け。
- ・防水剤は協力業者負担とし、使用材料・使用場所は甲と協議する。

費用負担

- ・定規、目地棒、コンクリート釘、ならびにモルタル練り混ぜ・圧送用機 械。
- ・塗面下地清掃、モルタル接着増強剤塗布ならびに状況により実施する水 洗い手間。
- ・目地棒撤去後の目地底仕上、ならびに埋込み定規、化粧目地棒の取付手間。
- ・人造石研出し仕上のワックスがけ。
- ・サッシュ沓摺等における事前のモルタル先詰作業。

打放し補修

- ・下地調整、施工前の清掃、材料の配合、調合、木コン穴埋め、塗り、色 合せ、仕上面の養生、小運搬、後片付け。
- ・コンクリート補修の塗厚は7m/m以内程度とし、目地・役物等の補修を含む。

費用負担

・硅砂、混和剤、接着材等の補修材料。

17.金属工事

・金物の製作、鉄製品の防錆処理、加工、組立、溶接、製品の保管、 小運搬、取付、養生。

- ・設計図書・契約事項に基づく施工図の作成。
- ・取付用修正小ばつり。
- ・溶接後の防錆塗装。
- ・施工図で特記のアンカー施工。
- ・溶接作業中における周辺の火気養生、及び火花による損傷防止措置。
- ・軽量鉄骨天井下地の開口切込用位置出し。

・枠、建具の製作、防錆、養生、搬入、保管、小運搬、取付及び調整。 (必要に応じ風圧テスト、漏水テスト、振動テスト等を行い、安全性の 確認を行う)

- ・設計図書・契約事項に基づく製作図の作成。
- ・乙は搬入時,甲の係員と立合い検収を行い,指定場所への搬入、仕分け、整理を行う。
- ・取付作業前の躯体の寸法チェック、ならびに取付時の修正小ばつり。
- ・溶接作業中における周辺の火気養生、及び火花による損傷防止措置。
- ・シャッター・自動扉などの押釦・スイッチ及び二次側配管・配線。
- ・取付後の養生復旧。
- ・ガラス押さえのクリップ、ビード類、木枠取付用カラー木ネジ。
- ・建具吊込前、部分塗装を行う場合の協力。
- ・サッシュ沓摺等のモルタル先詰め作業の協力。
- ・アンカー等溶接部でモルタル詰めを行わない場合の防錆塗装。
- ・カーテンウォール・連窓サッシュ、及び二重水切等の部材間シーリン グ。

19.木製建具工事

・建具の製作、荷造、搬入、場内小運搬、建具切込、取付、建具金物の取付、調整、障子紙貼、養生、清掃片付け(建具クロス貼は打合せによる)。

- ・障子、襖の引手金物。
- ・必要に応じて姿図、寸法図等の施工図の作成。
- ・建具吊込前、部分塗装を行う場合の協力。
- ・敷居溝のロウ塗、及び敷居すべりの取付手間。

20.ガラス工事

・ガラス加工、搬入・保管、小運搬、ハメ込み、シール押さえ・パテ押さ え・ガスケット取付、養生、後片付け。

- ・「ガラス注意」の表示。
- ・ワイヤー入りガラス切断面の防錆処理。
- ・ガラス押さえシーリング作業で,サッシュ金物(クレセント等)裏が施工不能の時、金物の取外し取付手間。
- ・ガラスブロックの補強材及び目地材。

21.塗装工事

- ・施工前の清掃、下地チェック、小運搬、配合、調合、養生、下地拵え、 仕上塗り,清掃、後片付け。
- ・工事着工前に「塗装工事使用材料報告書」を提出する。尚,材料納入に おいても「人材報告書」をその都度提出のこと。

- ・色見本の作成。
- ・他業者の施工部周辺の養生。
- ・材料置場(有機溶剤)の管理(換気、火気等)には充分注意を払うこと。尚、消火設備や換気設備については甲と協議を行う。
- ・工事中の軽微な損傷補修。
- ・湿気,気温等の気象条件により工事中塗装面に不良箇所が発生した時の 塗替。
- ・本格着工前の部分先行作業。
- 材料空缶の場外廃棄処分。

22.内装工事

各種床・巾木

- ・施工前の清掃、下地チェック、搬入材の管理、小運搬、仕上材の敷込、 張付、取付、養生、清掃片付け。
- ・ローリングブロック工事の砂、セメントは支給、運搬については協議に よる。

壁 ・ 天 井 張 布 ・ 紙 張

・施工前の清掃、下地チェック、搬入材の管理、小運搬、下地処理、張 付、取付、養生、清掃・後片付け。

吹付

- ・施工前の清掃、下地チェック、配合、調合、素地拵え、養生、仕上吹付、小運搬、清掃後片付け。
- ・必要に応じ保証書を提出する(メーカー、施工業者連名)。尚、保証年 限は協議による。

- ・各種床工事における開口及び器具切込工事。
- ・ビニル・ゴム系等の張り床工事施工後の汚れ洗い、ならびに水性ワック ス掛1回。
- ・長尺シート張りの継手溶接。
- ・木製床張工事の目違い処理、塗装は特記による。
- ・内装木工事における施工図の作成,尚、当工事に塗装、化粧金物、ガラス等を含む場合は特記による。
- ・天井点検口の仕上張。
- ・天井仕上貼開口切込用位置出し。
- ・吹付用材料容器の場外廃棄処分。

23. 雑工事

家具・スクリーン 衛 生 家 具 看 板 ・ そ の 他

- ・製作、搬入、保管、小運搬、墨出し、取付、据付、養生、清掃・後片付け。
- ・衛生家具の設備関係接続は含まない。

- ・設計図書、契約事項に基づく施工図の作成。
- ・取付時の切合せ、ならびに他工事関連の穴明け。
- ・避難設備等の申請手続き,検査立合い。
- ・衛生家具類等における製品保証書・取扱説明書の整理、保管、提出。

24.外構工事

囲障、排水、舗装 植栽、工作物 その他各工事

- ・工事を各々材工共で一括発注する時は設計図書、ならびに契約事項に基づく責任施工とする。尚、各工種の施工については「協力業者施工範囲規準」による。
- ・機器、植栽等必要に応じ、保証書を提出する。なお保証年限は協議による。

費用負担

一括施工において

- ・技術者の常駐、施工データーの記録、完了後の施工報告書の提出。
- ・諸検査の手続きと立合い(申請費用等は協議)。
- ・施工に伴う機械・工具ならびに消耗品一式。

25.解体工事

- ・解体の着手より完了まで、解体中の散水及び発生材の処分。
- ・養生用足場及び防音パネル・シート等は協議による。
- ・解体計画については事前に甲の承認を受ける。

- ・解体用機械、工具類。
- ・産業廃棄物の捨場費用。
- ・解体中の散水手間。
- ・解体後の整地。
- ・産業廃棄物の処分は関係法令を尊守すること、なお地元や近隣と問題が 発生しない様配慮すること。(マニュフェスト管理)

26.設備工事(電気・給排水・空調・昇降機・立駐・その他)

共 通

・設計図書・適用仕様書等に基づき、諸官庁申請手続き・機器の発注・製品納入・養生・保管・各種検査並びに建築主引渡し迄の一連の施工業務とする。

費用負担

- ・仮設足場解体後の補修または手直しに必要なローリングタワー・脚立等 の設置費用。
- ・取付機器類の養生及び工事完了後の清掃。
- ・試運転に要する費用(但し、本受電後の基本料金を含む電力料金、用水費は除く)。
- ・天井・壁等の開口・補強に関する割付墨出し費用。

電 気 設 備 費用負担

- ・仮設電気設備に対する維持管理の協力。
- ・竣工後最初に迎える冷房時・暖房時の試運転調整に要する費用。

給排水設備 費用負担

- ・仮設給排水設備に対する維持管理の協力。
- ・竣工後最初に迎える冷房時・暖房時の試運転調整に要する費用。

昇降機・立駐 費用負担

・建物竣工引渡後3ヶ月は無償にて保守を行う。